無類エトキシキン(抗酸化剤)残留許容基準の猶予及び 関連規定改正のお知らせ(概要仮訳)

魚類エトキシキン残留許容基準猶予(2021.7~2022.6)終了後、2022 年 7 月から魚類に基準値(1.0mg/kg)以上検出された場合、「出荷延期」措置の対象となることをお知らせします。

- 1. エトキシキン基準: 魚類 1.0mg/kg 以下, 甲殻類 0.2mg/kg 以下
- 2. 猶予期間(魚類のみ該当): 2021.7.1~2022.6.30 まで
- 3. 猶予対象品目: 魚類のみ(甲殻類は残留許容基準を適用中)
- 4. 飼料の基準及び規格の改正(2021.6.24 より): エトキシキンの配合飼料への含有量は 300g/ton 以内(改正前と同様)。
 - *配合飼料へのエトキシキンの混合は禁止だが、0.002%以下のエトキシキンは人為的な混合ではないと見なされる。
- 5. 養殖生産物への給餌管理方法
 - ・安全な水産物を生産、供給するためにエトキシキンフリー の餌を使用することを推奨する。
 - ・少なくとも、市場へ出す 90 日前からはエトキシキンフリー の餌を使用しなければならない。